

無利息型普通預金(決済用預金)のお取り扱いについて

当信用組合では、平成17年4月に実施されたペイオフ全面解禁後も全額保護される、金利を付さない無利息型普通預金(決済用預金)をお取り扱いしております。お預け入れをご希望のお客さまは、窓口までお申し出ください。

※平成17年4月からは、普通預金もペイオフ対象となり、保護される範囲が定期性預金と普通預金合わせて元本1,000万円とその利息までとなりました。

なお、決済用預金に該当する無利息型普通預金と当座預金は平成17年4月以降も全額保護されます。詳しくは預金保険制度についてをご覧ください。

1. 無利息型普通預金の特徴

- ◆ 平成17年4月以降も預金保険制度により全額保護されます。
全額保護の対象となる決済用預金の以下の3条件を満たします。
 - (1) 無利息である
 - (2) 要求払いである
 - (3) 決済サービスを提供できる
- ◆ お利息はつきません
- ◆ 現在ご利用中の普通預金をそのまま変更できます。
この場合、預金種類・口座番号はそのままですので、年金振込・給与振込のお受け取りや公共料金などの自動振り替えの変更手続は不要です。
- ◆ 個人の方は総合口座もご利用になれます。

2. 無利息型普通預金への切替えについて

- (1) 現行の普通預金から無利息の普通預金に切替えても、現在お客さまがお使いのキャッシュカードや通帳はそのままご利用いただけます。口座番号も変更いたしませんので、引続き公共料金の自動支払や給与・年金等の自動受取ができます。
- (2) 現行の普通預金から無利息型普通預金に切替えた場合は、前回の利息支払日から無利息型普通預金への切替日の前日までに発生した利息(未払利息)につきましては、当組合所定の日にお支払いします。
- (3) 無利息型普通預金にいったん切替えてしまうと、現行の普通預金への再切替えはできませんので、利息のつく普通預金をご希望の場合は、お手数ですが新たに普通預金口座を開設していただく必要があります。

3. 現行の普通預金と無利息型普通預金の商品比較

	現行の普通預金	無利息型普通預金
商品名	普通預金	無利息型普通預金
販売対象	法人、個人	法人、個人
預入期間	期間の定めはありません	期間の定めはありません
預入方法	随時預入できます	随時預入できます
預入金額	1円以上	1円以上

	現行の普通預金	無利息型普通預金
預入単位	1円単位	1円単位
払戻方法	随時払戻できます	随時払戻できます
適用利率	毎日の店頭表示利率を適用します	利息はつきません
利払方法	年2回(2月、8月)の当組合所定の日に組み入れます	
利息計算方法	毎日の1,000円以上について、付利単位100円とし1年を365日とする日割計算といたします	
税金	個人の場合は利息に対し20%の分離課税がかかります(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、個人は20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります 法人の場合は総合課税となります	利息がつかないので税金はかかりません
付加できる特約事項	個人の場合は「総合口座」の取扱ができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 制度上の要件を満たす個人の場合はマル優の取扱ができます	個人の場合は「総合口座」の取扱ができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 利息がつかないためマル優の対象ではありません
預金保険制度の保護対象額	一金融機関ごとに預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額が保護されます ※「利息等」には、定期積金の給付補填金を含みます ※預金保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で1,000万円を越える部分および預金保険対象外の預金ならびにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため一部カットされることがあります	預金保険制度により全額保護されます